

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 25) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 28)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3</p>
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見</p>

		<p>直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>令和元年度 2 年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。</p> <p>令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。</p>
8	適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>7. 中小企業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和 6 年 6 月 21 日）</p> <p>第 1 章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。</p>

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和8年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○実績</p> <p>特別償却 令和元年度:25,591件 令和2年度:22,894件 令和3年度:23,201件 令和4年度:21,339件 令和5年度:21,296件</p> <p>税額控除 令和元年度:28,339件 令和2年度:26,166件 令和3年度:28,656件 令和4年度:29,254件 令和5年度:29,196件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み</p> <p>特別償却 令和6年度:21,253件 令和7年度:21,210件 令和8年度:21,168件</p> <p>税額控除 令和6年度:29,138件 令和7年度:29,080件</p>

		<p>令和 8 年度:29,022 件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p><平均伸び率の算出(端数は四捨五入)></p> <p>令和 2 年 17.6%</p> <p>令和 3 年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント)</p> <p>令和 4 年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント)</p> <p>令和 5 年 17.1%(前年比 0.0%ポイント)</p> <p>平均 -0.2%ポイント</p>
	<p>② 適用額</p>	<p>○実績</p> <p>特別償却</p> <p>令和元年度:2,338 億円</p> <p>令和 2 年度:1,999 億円</p> <p>令和 3 年度:1,934 億円</p> <p>令和 4 年度:1,814 億円</p> <p>令和 5 年度:1,810 億円</p> <p>税額控除</p> <p>令和元年度:183 億円</p> <p>令和 2 年度:163 億円</p> <p>令和 3 年度:186 億円</p> <p>令和 4 年度:189 億円</p> <p>令和 5 年度:189 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み</p> <p>特別償却</p> <p>令和 6 年度:1,806 億円</p> <p>令和 7 年度:1,802 億円</p> <p>令和 8 年度:1,798 億円</p> <p>税額控除</p> <p>令和 6 年度:189 億円</p> <p>令和 7 年度:189 億円</p> <p>令和 8 年度:189 億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>

③ 減収額

○実績

●法人税

特別償却

令和元年度:367 億円

令和2年度:300 億円

令和3年度:315 億円

令和4年度:274 億円

令和5年度:273 億円

税額控除

令和元年度:183 億円

令和2年度:163 億円

令和3年度:186 億円

令和4年度:189 億円

令和5年度:189 億円

(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基
に試算した減収額(実績集計)

※令和5年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため
見込みと同様に推定。

●法人住民税

特別償却

令和元年度:47 億円

令和2年度:21 億円

令和3年度:22 億円

令和4年度:19 億円

令和5年度:19 億円

税額控除

令和元年度:24 億円

令和2年度:11 億円

令和3年度:13 億円

令和4年度:13 億円

令和5年度:13 億円

※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は12.9%、令和2年
度以降は7%)をかけて算出。

●法人事業税

特別償却

令和元年度:67 億円

令和2年度:58 億円

令和3年度:56 億円

令和4年度:52 億円

令和5年度:52 億円

※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合
の法人事業税率(6.7%、令和2年度以降は7%)をかけて算出した数

値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の
地方法人特別税の税率(令和元年度は 43.2%、令和 2 年度以降は
37%)をかけて算出した数値を合計して算出。

○見込み

●法人税

特別償却

令和 6 年度:272 億円

令和 7 年度:271 億円

令和 8 年度:270 億円

税額控除

令和 6 年度:189 億円

令和 7 年度:189 億円

令和 8 年度:189 億円

※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算
出。

●法人住民税

特別償却

令和 6 年度:19 億円

令和 7 年度:19 億円

令和 8 年度:19 億円

税額控除

令和 6 年度:13 億円

令和 7 年度:13 億円

令和 8 年度:13 億円

※実績と同様に算出。

●法人事業税

特別償却

令和 6 年度:52 億円

令和 7 年度:52 億円

令和 8 年度:52 億円

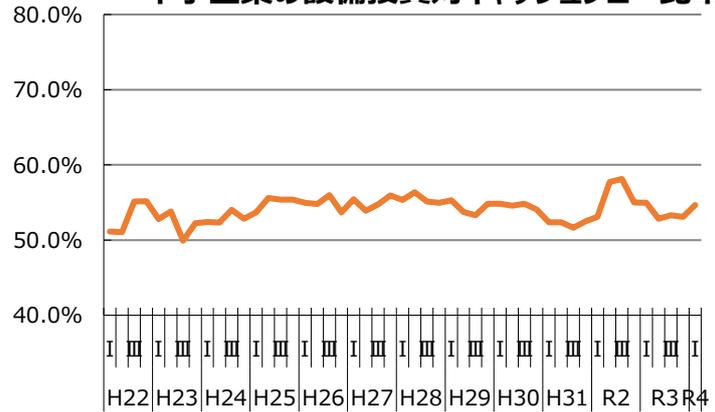
※実績と同様に算出。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。

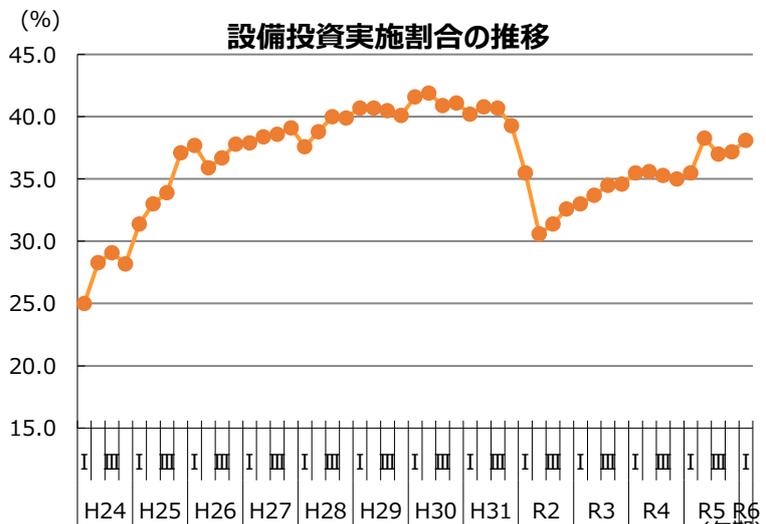
中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率



資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (年次)

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

設備投資実施割合の推移



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

(年次)

		<p>(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移</p> <p>資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。 (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
	<p>⑤ 租税減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産11)